

令和7年度岩手県子育て支援員研修業務

企画提案実施要領

令和7年5月

岩手県保健福祉部
子ども子育て支援室

この「企画提案実施要領（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度岩手県子育て支援員研修業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとするもの（以下「参加者」という。）が了知し、かつ遵守しなければならない事項を定めるものである。

1 目的

こどもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要である。

地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得させるために「岩手県子育て支援員研修」（以下「研修」という。）を実施することとし、県内での研修実施に関する具体的な企画、運営体制等についての提案を募集するもの。

2 業務の概要

- (1) 業務名
令和7年度岩手県子育て支援員研修業務
- (2) 業務内容（詳細は業務仕様書参照）
子育て支援員養成を目的とした研修（基本研修及び専門研修（地域保育コース（共通科目、地域型保育））の具体的な企画及び実施
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 予算額
4,385千円以内（税込）

3 企画提案の資格要件

提案に当たっては、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務の実施に当たって、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去3年間において、類似事業等の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立をなされていない者であること。
- (6) 企画提案書の提出日から受託候補者の決定までの間に、県の受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (9) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (10) (9)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。
- (11) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 企画提案の手続等

(1) 担当部署

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室（岩手県庁9階）

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話：019-629-5460 FAX：019-629-5464 電子メールアドレス：AD0007-2@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和7年5月30日（金）午後5時まで

イ 受付方法

【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に記入し、電子メールにより担当部署に提出すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問は、取りまとめの上、令和7年6月4日（水）までに岩手県公式ホームページ（<http://www.pref.iwate.jp>）に掲載する。

(3) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類 下記のとおり。

- ・ 【様式1-2】参加資格確認申請書
- ・ 【様式1-3】会社概要及び過去3年間の主な類似事業等実績
※ パンフレット等でも可
- ・ 【様式1-4】受付票

イ 提出期限、提出先及び提出方法

令和7年6月6日（金） 午後5時 [必着]

担当部署に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、配達証明付書留郵便とすること。

ウ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和7年6月10日（火）までに電子メールにより通知する。

エ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画提案に参加することができないものとする。

- ・ 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限、提出先及び提出方法」の日をもって行う。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(4) 参加資格の喪失

参加者は、下記「5 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の審査実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(5) 企画提案書の作成

企画提案者は、上記2(2)及び資料2 業務仕様書に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成する。

- ア 具体的な実施内容及び実施方法
- イ 作業、事業実施スケジュール及び業務実施体制
- ウ 再委託等の有無及び予定

(6) 積算内訳書の作成

企画提案書のほか、本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成し、提出すること。

(7) 企画提案書等の提出

ア 提出部数

企画提案書及び積算内訳書 各4部

イ 提出期限、提出先及び提出方法

令和7年6月27日（金）午後5時00分〔必着〕

担当部署に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、配達証明付書留郵便とすること。

ウ その他

提案は1者につき1提案とし、複数提案は不可とするとともに、企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、所有者、保有者等から承諾を得ること。

また、一度提出した企画提案書等は、これを書き替え、引き換え、又は撤回することはできないこと。

(8) 企画提案の無効

上記3の要件を満たさない者からの企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案
- イ 民法（明治29年法律第89号）第90条違反（公序良俗違反）に該当する企画提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない企画提案
- エ 上記2(4)の委託料の上限額を超えた企画提案
- オ 研修分野の一部のみを実施することとした企画提案
- カ その他、本企画提案に関する条件に違反した企画提案

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選考方法

企画提案は、資料3 企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき審査する。

(2) 受託候補者の決定

ア 審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定するが、受託候補者との委託契約締結に当

たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容について、協議、調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結する。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各提案者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書の位置付け

企画提案書に記載された事項に沿って上記5(2)アに定める契約内容についての協議、調整を行い、仕様を確定し契約を締結する。

7 公正な企画提案の確保

(1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企画提案者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他者と提案内容等について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 企画提案者は、受託候補者選定前に、他者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 企画提案者が連合し、又は、不穏な行動をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと判断されるときは、企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱

ア 県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属することとし、提出書類は返却しない。

イ 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、原則として企画提案者が負う。

(2) 企画提案に要する経費

企画提案に要する経費については、全て企画提案者が負担するものとする。

(3) 本件業務委託手続の停止措置

本事業は、審査要領2(5)に定める場合、その他本事業の執行が困難となった場合にあっては、本件業務委託手続について、停止の措置を行うことがある。

【様式1-1】

法人(団体)名等 : _____
担当部門(所属) : _____
担 当 者 : _____
電 話 番 号 : _____
F A X 番 号 : _____
メールアドレス : _____

実施要領等に関する質問票

No.	資料名称	該当項目(該当頁)	質問内容
1			
2			
3			

〔留意事項〕

- ・ 資料名称欄には、対象となる資料の名称(実施要領または業務仕様書)を記入すること。
- ・ 提出期限を過ぎたものは受付けないこと。
- ・ AD0007-2@pref.iwate.jpあて電子メールで送付すること。

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

参加資格確認申請書

「令和7年度岩手県子育て支援員研修業務」に係る企画提案参加資格について確認されたく、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

「令和7年度岩手県子育て支援員研修業務企画提案実施要領」の「3 企画提案の資格要件」に定める次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

- (1) 本業務の実施に当たって、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去3年間において、類似事業等の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立をなされていない者であること。
- (5) 企画提案書の提出日から受託候補者の決定までの間に、県の受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振

第 281 号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号)などに基づく指名停止を受けていない者であること。

(10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式1-3】

会社概要及び過去3年間の主な類似事業等の実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去3年間の 類似事業実績	発注者	受注事業内容（受注年、制作した媒体等）
	岩手県関係	
	岩手県以外の 官公庁、公共団体	
	民間	
【本申請の窓口となる担当者名】		
所属	電話	
職	ファックス	
氏名	E-mail	

※ 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものであれば、これに替えることができる。

【様式 1 - 4】

受 付 票

担	当	
番号	書 類 名	チェック欄
1	参加資格確認申請書【様式 1 - 2】	
2	会社概要及び過去 3 年間の類似事業等の実績【様式 1 - 3 (又はパンフレット)】	
3	受付票【様式 1 - 4】(本書)	

受付年月日			
商品名又は名称			
届出者 所属 職 氏名		電話番号	
		E-mail	

※「受付票」「受領票」は、太枠内のみ記入してください。

受 領 票

受付年月日			
商品名又は名称			

令和 7 年度岩手県子育て支援員研修業務に係る参加資格確認申請書等関係書類を受領しました。

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室
(公 印 省 略)